

○荒尾市総合計画条例 平成28年3月25日条例第2号
改正 令和2年3月25日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、市政を総合的かつ計画的に推進するため、総合計画に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の最上位に位置する計画として、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するに当たっての主要となる施策を示すものをいう。

(2) 人口ビジョン 本市の地域特性を分析し、将来的な人口の展望や、その展望を実現するための基本構想を示すものをいう。

(3) 総合戦略 人口ビジョンを踏まえた、政策の数値目標や、その目標を達成するための具体的な施策を体系的に示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、人口ビジョン及び総合戦略で構成する。

2 市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第4条 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、総合的な見地から、これらに適合するように策定するものとする。

2 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で策定するものとする。

3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(審議会の設置等)

第5条 市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に必要な調査審議及び客観的な成果検証を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、荒尾市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。総合計画の成果検証を行うときも、また同様とする。

(審議会の組織)

第6条 審議会は、委員30人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体又は関係行政機関に所属する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第8条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(議会への説明等)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、その内容を議会に説明し、意見を求めるものとする。総合計画の成果検証を行うときも、また同様とする。

(公表)

第11条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(荒尾市総合計画審議会設置条例の廃止)

2 荒尾市総合計画審議会設置条例(昭和45年条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の荒尾市総合計画審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第6条第1項の規定により審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(令和2年3月25日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○荒尾市総合計画条例施行規則

平成28年3月31日規則第11号
改正 平成29年3月31日規則第11号
平成31年3月29日規則第11号
令和元年11月15日規則第37号
令和5年5月31日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒尾市総合計画条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個別計画との整合)

第3条 条例第3条第2項の規定により総合計画との整合を図るため、個別の行政分野に関する計画（以下「個別計画」という。）を策定し、又は変更しようとする部署の長は、次に掲げる事項について、あらかじめ総合政策課長に協議するものとする。

(1) 施策の内容

(2) 成果指標

(3) 計画期間

(計画期間)

第4条 条例第4条第1項の規定により設定する総合計画の計画期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を基準とする。ただし、社会経済情勢の変化等により必要がある場合は、この限りでない。

(1) 人口ビジョン 10年

(2) 総合戦略 5年

(市民意見の反映)

第5条 条例第4条第2項に規定する必要な措置は、次のとおりとする。

(1) パブリックコメント手続（市の政策の企画立案過程において、広く市民等に意見を求め、その意見を考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表するための、市政に係る意見公募手続をいう。）の実施

(2) ワークショップ（市民と市又は市民と市民が議論することで、互いの理解を深める、グループによる学びと創造の方法をいう。）の実施

(3) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動の実施

(政策部会)

第6条 総合計画の策定又は変更に関する素案等について調査審議するため、関係部署の長及び職員で組織する総合計画政策部会（以下「政策部会」という。）を置く。

2 政策部会の部会名、部会長及び事務局は別表のとおりとする。

3 部会長は、各政策部会の会務を総理し、その会議の議長となる。

4 部会長は、必要と認めるときは、審議事項に係る部署の長及び職員に当該政策部会への参画を求めることができる。

5 事務局は、政策部会内の連絡調整を行い、部会長の命を受け、総合計画に関する資料の収集及び調査を行うものとする。

6 各部署の長は、第4項の規定による政策部会への参画又は前項の規定による資料の収集及び調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

(政策部会連絡会議)

第7条 総合計画の推進方針に関する協議及び政策部会相互間の連絡調整を行うため、総合計画政策部会連絡会議（以下「政策部会連絡会議」という。）を置く。

2 政策部会連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

3 会長は、副市長をもって充てる。

4 副会長は、総務部長をもって充てる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

6 委員は、政策部会事務局の課長の職にある者をもって充てる。

7 政策部会連絡会議の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(行政経営会議への付議)

第8条 総合政策課長は、政策部会連絡会議の審議結果を取りまとめ、必要に応じ、荒尾市行政経営会議設置規程（平成22年訓令甲第10号）の規定に基づく行政経営会議の審議に諮ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月15日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月31日規則第23号）

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

部会名	部会長	事務局
子育て・教育部会	教育長	(主) 教育振興課 (副) 子育て支援課
生きがづくり部会	保健福祉部長	(主) すこやか未来課 (副) 保険介護課
産業振興部会	建設農水部長	(主) 産業振興課 (副) 農林水産課
交流促進部会	市民環境部長	(主) ぐらしいいき課 (副) 総合政策課

時代に合ったまちづくり部会	地域振興部長	(主) 都市計画課 (副) 総合政策課
少子化対策部会	総務部長	総合政策課